三十四　損害保険契約等　損害保険契約及び損害保険類似の第三分野保険契約をいう。

三十五　生命保険リスク　生命保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（第三十七号に該当するものを除く。）をいう。

三十六　損害保険リスク　損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（次号に該当するものを除く。）をいう。

三十七　巨大災害リスク　巨大災害により生命保険契約等及び損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。

三十八　市場リスク　実際の市場変動が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（次号に該当するものを除く。）をいう。

三十九　信用リスク　保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。

四十　オペレーショナル・リスク　業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により生じ得る危険（法的リスクを含み、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。

四十一　正味現在推計の額　第三章第二節第二款に規定する現在推計の額から同章第三節に規定する再保険回収額を控除したものをいう。

四十二　バリュー・アット・リスク　特定のポジションを一定期間維持すると仮定した場合において、将来の価格等の変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。

四十三　VaR99.5%　保有期間一年、信頼水準片側99.5%のバリュー・アット・リスクをいう。

四十四　子会社化直後の特例手法適用子会社　第百七十七条に規定する子会社化直後の特例手法の適用対象とした子会社等をいう。

四十五　控除合算手法適用子会社　第百七十九条に規定する控除合算手法の適用対象とした子会社をいう。

四十六　財政状態計算書　特例企業会計基準等適用法人等がその採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものをいう。

四十七　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）　財政状態計算書を基礎として、第百八十三条第二項において準用する第二章第二節の規定に基づき、連結の範囲等を調整したものをいう。

第二章　総則

第一節　一般原則

（プロポーショナリティ原則）

第二条　報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、ある特定の要素又は方法を当該計算に用いた結果、得られる数値の質が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加することを示すことができる場合においては、当該特定の要素又は方法を適用しない又は簡素化することができる。

（裏付けとなる資産の特定）

第三条　この告示における投資信託等に関する計算は、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づくものとする。

（格付区分）

第四条　報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、格付区分を用いるものとする。

２　報告保険会社等は、保有するエクスポージャーについて、報告保険会社等が格付を利用している適格格付機関のうち二以上の適格格付機関によって格付が付与されている場合であって、これらの格付に対応する格付区分が異なるときは、最上位の格付区分から数えて二番目に上位の格付区分を用いるものとする。ただし、当該最上位の格付区分が複数の格付に対応するものであるときは、当該最上位の格付区分を用いるものとする。

３　保険会社等が保有するエクスポージャー（再保険契約に係るものを除く。）に対する格付区分は、個別格付（特定の債務に付与された格付をいい、短期格付を除く。以下この条において同じ。）に基づくものとする。なお、当該エクスポージャーに対して個別格付が付与されていない場合は、無格付とする。

４　前項の規定により無格付とされたエクスポージャーについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に対応するものとみなすことができる。

一　当該エクスポージャーの債務者が発行した当該エクスポージャーを除く他の債務に個別格付が付与されている場合であって、当該エクスポージャーの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して先順位又は同順位であるとき　当該個別格付の格付区分

二　当該エクスポージャーの債務者に債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下この条において同じ。）が付与されている場合であって、当該エクスポージャーについて他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき　当該債務者信用力格付の格付区分

三　当該エクスポージャーに短期格付が付与されている場合　当該短期格付の格付区分

５　前項の規定にかかわらず、当該債務者の当該エクスポージャーを除く他の債務（当該エクスポージャーの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して後順位又は同順位であるものに限る。）の個別格付の格付区分、当該エクスポージャーの債務者の債務者信用力格付の格付区分又は当該エクスポージャーの短期格付の格付区分のうち、最下位の格付区分に基づく第百三十八条第一項に規定する信用エクスポージャーに係るリスク係数が当該エクスポージャーを無格付とした際の同項に規定する信用エクスポージャーに係るリスク係数より大きいときは、当該最下位の格付区分に対応するも